

平成 29 年 12 月 19 日

公益社団法人日本看護協会

会 長 福井トシ子様

担当理事 荒木 暁子様

看護未来塾

世話人代表 南 裕子

「認定看護師教育に特定行為研修を組み込むこと」についての緊急意見書

今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的として、特定行為研修制度が、平成 27 年 10 月 1 日に施行された。その後、日本看護協会は、認定看護師教育制度改変準備のために既存の教育（日本看護協会看護研修学校と神戸研修センターが行っている 9 分野の認定看護師教育）を休講し、平成 32 年度以降は認定看護師教育課程に特定行為研修を組み込んだ新制度のモデル事業を開始すると同時に、現在の認定看護師のみの教育課程は数年の移行期間の後、廃止する方向性である、とホームページ上で発表した。

「認定看護師教育に特定行為研修を組み込むこと」は、それぞれの教育の本質に関わる問題である。現在のクリティカル分野の項目に偏った 21 区分 38 行為は、そもそもこの制度の目的である在宅における医療・看護問題の解決には大きな課題を残している。また医師が作成する手順書による特定行為の実施は、看護の役割や機能の拡大ではなく、医師の業務の委譲、医師の補助者としての役割強化であり看護の自律性に影響を及ぼす。さらに、特定行為研修制度は、その教育体制、修了生の配置形態・組織体制・処遇、特定区分別役割の多様性などにより、すでに医療現場の混乱を招く問題が顕在化し拡大しつつある。平成 35 年までに 2 桁万人以上の特定行為研修修了生を輩出するという数値目標や制度の普及にのみ意識を向けた日本看護協会のこれまでの認定看護師教育体制

の改変は、拙速であると言わざるを得ない。

この度の貴会の、「認定看護師教育に特定行為研修を組み込むこと」については、その決定に至る過程が不透明である。日本看護協会はこれまで多くの認定看護師を輩出し、認定してきたことの責任をどのように考えているのか、その社会的責任は極めて重大である。

認定看護師制度は、日本看護協会のみ所有ではなく看護界全体の財産である。新しい教育体制への移行については、日本看護系大学協議会、各看護系学会ならびに日本看護系学会協議会、各認定看護師教育機関や各認定看護師会など、関係者の意見を丁寧に聴取するとともに改めて討議するための場を設定し、その過程については広く公開すべきである。

よって、看護未来塾は、日本看護協会に対して、下記の通り「認定看護師教育に特定行為研修を組み込むこと」の見直しと決定過程の公開を強く求め、意見書を提出する。

記

1. 「認定看護師教育に特定行為研修を組み込むこと」の是非に関する検討
2. 「認定看護師教育に特定行為研修を組み込む新たな教育制度」に関する公開検討会の開催

以上、意見書を提出する。

<看護未来塾世話人>

秋元 典子 阿保 順子 井上 智子 内布 敦子 太田喜久子 岡谷 恵子 片田
範子 上泉 和子 川嶋みどり 川原由佳里 小松 浩子 酒井 明子 坂下 玲子
茂野香おる 高田 早苗 田村やよひ 中島紀恵子 中山 洋子 野嶋佐由美 菱沼
典子 前原 澄子 正木 治恵 増野 園恵 南 裕子 宮城恵里子 守田美奈子
山本あい子 (五十音順)